

熱海自然郷 別荘地諸料金表

別表 1

第5条 別荘地公益費（1区画）

（年額）

区分	土地のみの場合	建築済の場合	
		個人	法人
330 m ² 未満	35,300 円	48,400 円	146,000 円
660 m ² 未満	41,600 円	54,900 円	194,000 円
1,000 m ² 未満	48,000 円	61,300 円	242,000 円
1,500 m ² 未満	51,300 円	64,500 円	242,000 円
2,000 m ² 未満	54,500 円	67,800 円	242,000 円
2,000 m ² 以上	54,500 円に 1,000 m ² 内 ごとに 27,300 円を加算	67,800 円に 1,000 m ² 内 ごとに 33,900 円を加算	242,000 円に 1,000 m ² 内 ごとに 242,000 円を加算

上記法人とは下記項目のいずれかに該当するものをいいます。

(1) 法人名義で土地・建物および土地付建物を登記されているもの。

(2) 売買契約を法人名義で締結されているもの。

(3) 現状において、保養所等多数の人の利用に供するものは個人名義であっても法人とみなす。

別表 2

第7条2号 工事負担金

（1件当たり）

請負工事金額	工事負担金	備考
～1,000 千円まで	なし	別荘地内で建物の補修、改築、増築、新築、解体及び外構、造園など地内で工事する場合は左記の工事負担金をお支払いいただきます。
2,000 千円未満	20,000 円	
3,000 千円未満	30,000 円	
4,000 千円未満	40,000 円	
5,000 千円未満	50,000 円	
6,000 千円未満	60,000 円	
7,000 千円未満	70,000 円	
8,000 千円未満	80,000 円	
9,000 千円未満	90,000 円	
10,000 千円未満	100,000 円	
20,000 千円未満	200,000 円	
30,000 千円未満	300,000 円	
40,000 千円未満	400,000 円	
50,000 千円未満	500,000 円	
50,000 千円以上は 10,000 千円増毎に 100,000 円増		

別表 3

第7条2号 温泉計量器取付工事代金

（1件当たり）

温泉計量器 取付工事代金	35,000 円
--------------	----------

※上記諸料金に法令所定の消費税が加算されます。

大川汐見崎 別荘地諸料金表

別表1

第5条 別荘地公益費（1区画）

（年額）

区分	土地のみの場合	建築済の場合	
		個人	法人
330 m ² 未満	35,300 円	48,400 円	146,000 円
660 m ² 未満	41,600 円	54,900 円	194,000 円
1,000 m ² 未満	48,000 円	61,300 円	242,000 円
1,500 m ² 未満	51,300 円	64,500 円	242,000 円
2,000 m ² 未満	54,500 円	67,800 円	242,000 円
2,000 m ² 以上	54,500 円に 1,000 m ² 内 ごとに 27,300 円を加算	67,800 円に 1,000 m ² 内 ごとに 33,900 円を加算	242,000 円に 1,000 m ² 内 ごとに 242,000 円を加算

上記法人とは下記項目のいずれかに該当するものをいいます。

(1) 法人名義で土地・建物および土地付建物を登記されているもの。

(2) 売買契約を法人名義で締結されているもの。

(3) 現況において、保養所等多数の人の利用に供するものは個人名義であっても法人とみなす。

別表2

第7条2号 工事負担金

（1件当たり）

請負工事金額	工事負担金	備考
～1,000 千円まで	なし	別荘地内で建物の補修、改築、増築、新築、解体及び外構、造園など地内で工事する場合は左記の工事負担金をお支払いいただきます。
2,000 千円未満	20,000 円	
3,000 千円未満	30,000 円	
4,000 千円未満	40,000 円	
5,000 千円未満	50,000 円	
6,000 千円未満	60,000 円	
7,000 千円未満	70,000 円	
8,000 千円未満	80,000 円	
9,000 千円未満	90,000 円	
10,000 千円未満	100,000 円	
20,000 千円未満	200,000 円	
30,000 千円未満	300,000 円	
40,000 千円未満	400,000 円	
50,000 千円未満	500,000 円	
50,000 千円以上は 10,000 千円増毎に 100,000 円増		

別表3

第7条2号 水道・温泉計量器取付工事代金

（1件当たり）

取付工事代金	水道計量器	35,000 円
	温泉計量器	35,000 円

※上記諸料金に法令所定の消費税が加算されます。

赤沢望洋台 別荘地諸料金表

別表 1

第5条 別荘地公益費（1区画）

（年額）

区分	土地のみの場合	建築済の場合	
		個人	法人
330 m ² 未満	35,300 円	48,400 円	146,000 円
660 m ² 未満	41,600 円	54,900 円	194,000 円
1,000 m ² 未満	48,000 円	61,300 円	242,000 円
1,500 m ² 未満	51,300 円	64,500 円	242,000 円
2,000 m ² 未満	54,500 円	67,800 円	242,000 円
2,000 m ² 以上	54,500 円に 1,000 m ² 内 ごとに 27,300 円を加算	67,800 円に 1,000 m ² 内 ごとに 33,900 円を加算	242,000 円に 1,000 m ² 内 ごとに 242,000 円を加算

上記法人とは下記項目のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 法人名義で土地・建物および土地付建物を登記されているもの。
- (2) 売買契約を法人名義で締結されているもの。
- (3) 現状において、保養所等多数の人の利用に供するものは個人名義であっても法人とみなす。

別表 2

第7条2号 工事負担金

（1件当たり）

請負工事金額	工事負担金	備考
～1,000 千円まで	なし	別荘地内で建物の補修、改築、増築、新築、解体及び外構、造園など地内で工事する場合は左記の工事負担金をお支払いいただきます。
2,000 千円未満	20,000 円	
3,000 千円未満	30,000 円	
4,000 千円未満	40,000 円	
5,000 千円未満	50,000 円	
6,000 千円未満	60,000 円	
7,000 千円未満	70,000 円	
8,000 千円未満	80,000 円	
9,000 千円未満	90,000 円	
10,000 千円未満	100,000 円	
20,000 千円未満	200,000 円	
30,000 千円未満	300,000 円	
40,000 千円未満	400,000 円	
50,000 千円未満	500,000 円	
50,000 千円以上は 10,000 千円増毎に 100,000 円増		

別表 3

第7条2号 温泉計量器取付工事代金

（1件当たり）

温泉計量器 取付工事代金	35,000 円
--------------	----------

※上記諸料金に法令所定の消費税が加算されます。

小松ヶ原 別荘地諸料金表

別表1

第5条 別荘地公益費（1区画）

（年額）

区分	土地のみの場合	建築済の場合	
		個人	法人
330 m ² 未満	30,800 円	48,400 円	146,000 円
660 m ² 未満	35,600 円	54,900 円	194,000 円
1,000 m ² 未満	42,100 円	61,300 円	242,000 円
1,500 m ² 未満	45,300 円	64,500 円	242,000 円
2,000 m ² 未満	48,500 円	67,800 円	242,000 円
2,000 m ² 以上	48,500 円に 1,000 m ² 内 ごとに 24,300 円を加算	67,800 円に 1,000 m ² 内 ごとに 33,900 円を加算	242,000 円に 1,000 m ² 内 ごとに 242,000 円を加算

上記法人とは下記項目のいずれかに該当するものをいいます。

(1) 法人名義で土地・建物および土地付建物を登記されているもの。

(2) 売買契約を法人名義で締結されているもの。

(3) 現況において、保養所等多数の人の利用に供するものは個人名義であっても法人とみなす。

別表2

第7条2号 工事負担金

（1件当たり）

請負工事金額	工事負担金	備考
～1,000 千円まで	なし	別荘地内で建物の補修、改築、増築、新築、解体及び外構、造園など地内で工事する場合は左記の工事負担金をお支払いいただきます。
2,000 千円未満	20,000 円	
3,000 千円未満	30,000 円	
4,000 千円未満	40,000 円	
5,000 千円未満	50,000 円	
6,000 千円未満	60,000 円	
7,000 千円未満	70,000 円	
8,000 千円未満	80,000 円	
9,000 千円未満	90,000 円	
10,000 千円未満	100,000 円	
20,000 千円未満	200,000 円	
30,000 千円未満	300,000 円	
40,000 千円未満	400,000 円	
50,000 千円未満	500,000 円	
50,000 千円以上は 10,000 千円増毎に 100,000 円増		

※上記諸料金に法令所定の消費税が加算されます。

伊豆スカイライン 別荘地諸料金表

別表1

第5条 別荘地公益費（1区画）

（年額）

区分	土地のみの場合	建築済の場合	
		個人	法人
330 m ² 未満	30,800 円	48,400 円	146,000 円
660 m ² 未満	35,600 円	54,900 円	194,000 円
1,000 m ² 未満	42,100 円	61,300 円	242,000 円
1,500 m ² 未満	45,300 円	64,500 円	242,000 円
2,000 m ² 未満	48,500 円	67,800 円	242,000 円
2,000 m ² 以上	48,500 円に 1,000 m ² 内 ごとに 24,300 円を加算	67,800 円に 1,000 m ² 内 ごとに 33,900 円を加算	242,000 円に 1,000 m ² 内 ごとに 242,000 円を加算

上記法人とは下記項目のいずれかに該当するものをいいます。

(1) 法人名義で土地・建物および土地付建物を登記されているもの。

(2) 売買契約を法人名義で締結されているもの。

(3) 現況において、保養所等多数の人の利用に供するものは個人名義であっても法人とみなす。

別表2

第7条2号 工事負担金

（1件当たり）

請負工事金額	工事負担金	備考
～1,000 千円まで	なし	別荘地内で建物の補修、改築、増築、新築、解体及び外構、造園など地内で工事する場合は左記の工事負担金をお支払いいただきます。
2,000 千円未満	20,000 円	
3,000 千円未満	30,000 円	
4,000 千円未満	40,000 円	
5,000 千円未満	50,000 円	
6,000 千円未満	60,000 円	
7,000 千円未満	70,000 円	
8,000 千円未満	80,000 円	
9,000 千円未満	90,000 円	
10,000 千円未満	100,000 円	
20,000 千円未満	200,000 円	
30,000 千円未満	300,000 円	
40,000 千円未満	400,000 円	
50,000 千円未満	500,000 円	
50,000 千円以上は 10,000 千円増毎に 100,000 円増		

別表3

第7条2号 水道計量器取付工事代金

（1件当たり）

取付工事代金	50,000 円
--------	----------

※上記諸料金に法令所定の消費税が加算されます。

浅間ハイランド 別荘地諸料金表

別表1

第5条 別荘地公益費（1区画）

（年額）

区分	土地のみの場合	建築済の場合	
		個人	法人
330 m ² 未満	33,900 円	52,600 円	146,000 円
660 m ² 未満	39,200 円	60,100 円	194,000 円
1,000 m ² 未満	46,300 円	67,100 円	242,000 円
1,500 m ² 未満	49,900 円	70,700 円	242,000 円
2,000 m ² 未満	53,400 円	74,200 円	242,000 円
2,000 m ² 以上	2,000 m ² を基準に1,000 m ² 内ごとに6,200 円を加算	2,000 m ² を基準に1,000 m ² 内ごとに6,200 円を加算	2,000 m ² を基準に1,000 m ² 内ごとに6,200 円を加算

上記法人とは下記項目のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 法人名義で土地・建物および土地付建物を登記されているもの。
- (2) 売買契約を法人名義で締結されているもの。
- (3) 現況において、保養所等多数の人の利用に供するものは個人名義であっても法人とみなす。

別表2

第7条2号 工事負担金

（1件当たり）

請負工事金額	工事負担金	備考
～1,000 千円まで	なし	別荘地内で建物の補修、改築、増築、新築、解体及び外構、造園など地内で工事する場合は先の工事負担金をお支払いいただきます。
2,000 千円未満	20,000 円	
3,000 千円未満	30,000 円	
4,000 千円未満	40,000 円	
5,000 千円未満	50,000 円	
6,000 千円未満	60,000 円	
7,000 千円未満	70,000 円	
8,000 千円未満	80,000 円	
9,000 千円未満	90,000 円	
10,000 千円未満	100,000 円	
20,000 千円未満	200,000 円	
30,000 千円未満	300,000 円	
40,000 千円未満	400,000 円	
50,000 千円未満	500,000 円	
50,000 千円以上は10,000 千円増毎に100,000 円増		

※上記諸料金に法令所定の消費税が加算されます。